

8. 障がい児通所支援について

児童福祉法に基づく障がい児の通所サービスを、障がい児通所支援といいます。

障がい児通所支援は、障がい児相談支援事業所が作成した支援利用計画に基づき市が支給決定を行うため、障がい児支援利用計画と併せて、市に申請をしてください。

◎根拠法令：児童福祉法

事業名	内 容	対 象 者	利 用 料 (自己負担)
(1) 児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	未就学の障がい児	障がい福祉サービスの利用料に同じ 【別表(P35)参照】
(2) 医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。		
(3) 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出する事が困難な未就学の障がい児の自宅を訪問し、児童発達支援を行います。		
(4) 放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	就学中(小・中・高等学校)の障がい児	
(5) 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	集団生活を営む施設(保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校など)に通う障がい児または、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児	
申請に必要なもの	障がい者福祉サービスに同じ【別表(P34)参照】		
申請先(問合わせ先)	福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019		